

令和2年4月14日

## 新型コロナウイルス感染拡大防止と公務の着実な継続のため 勤務日の振替による2班体制で

市は、4月13日(月)に「第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、市職員等の感染拡大防止と公務の着実な継続を図るため、各部署において勤務日の振替により職員を2班体制に分けた勤務を行うことを決定しました。

### 1 実施期間

4月15日(水)から5月6日(水)まで

### 2 対象とする職員

全職員

※ 消防・救急、ごみ収集業務の職員除く。ごみ収集業務については、拠点を2カ所に分け、2班体制により実施

### 3 勤務の形態

出勤する職員を5割程度に抑えるため、勤務日の振替による2班体制とする。

### 4 その他

- ・職員の2班体制について、市民に向けてホームページなどで周知する。
- ・4月15日(水)より、まちづくり部の窓口相談業務は原則、電話による予約制とする。
- ・来庁者をできるだけ減らすため、住民票・戸籍の発行や福祉関係の手続きなど、郵送で手続きができるサービスがあることを周知する。
- ・市保健師2人を、厚木保健福祉事務所の応援要員として派遣することを決定した。

### 【問い合わせ先】

◎職員の2班体制に関すること：市長室職員課 電話 046・235・4502

◎まちづくり部の窓口業務に関すること：まちづくり部都市計画課 電話 046・235・9391

◎保健師の派遣に関すること：保健福祉部健康推進課 電話 046・235・7880